

## 秋田県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成29年3月24日

秋田県知事職務代理者  
秋田県副知事 堀井啓一

### 1 道路の区域の区間

道路の種類	新旧別	路線名	区間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
主要地方道	旧	十文字羽後鳥海線	雄勝郡羽後町下仙道字田ノ沢44番4地先から字上樺崎43番3まで		7.50～15.50	0.300
	新	十文字羽後鳥海線	A	雄勝郡羽後町下仙道字田ノ沢44番4地先から字上樺崎43番3まで	7.50～15.50	0.300
			B	雄勝郡羽後町下仙道字田ノ沢44番4地先から字上樺崎43番3まで	16.50～21.40	0.285

### 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成29年3月24日から同年4月6日まで（日曜日、土曜日を除く。）